**椿の里・大船渡　統一シンボルマークデザイン**

**管理・使用取扱マニュアル**

１　シンボルマークの使用は、大船渡市の観光及び椿の里・大船渡のＰＲに係る関連事業の推進に限るものとする。

２　シンボルマークを使用する者は、あらかじめシンボルマーク使用許可申請書を大船渡市観光担当課（以下「管理者」）に届け出るものとする。ただし、地方公共団体が使用する場合は、この限りでない。

３　使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

　（１）椿の里・大船渡の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになること。

　（２）法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあること。

　（３）使用者が、シンボルマークを使用する権利を第三者に譲渡すること。

４　形状・配色等は別紙「椿の里・大船渡　統一シンボルマーク原図」のとおりとする。

　（１）拡大・縮小は自由とするが、縦横の比率を変えないものとする。

　（２）多色刷りの場合は原則として色指定とする。ただし、事情により変更する場合は、デザインのイメージを損なわないよう注意すること。単色刷りの場合は刷色自由とする。

　５　当デザインと企業・商品のイメージが同一化するような使用方法は、避けること。

　６　同業他社が使用する場合があることを考慮すること。

　７　当デザインに関する版権を含む一切の権限は、大船渡市に属しており、使用者が自己のもととして商標または意匠として使用（登録）することは出来ないものとする。

　８　その他問題が発生した場合は管理者の指示に従うものとする。